

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年6月9日 午後1時33分～午後2時12分

場 所 みやま市役所大会議室

出 欠 者 出席者 17名 欠席者 2名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

3. 協議事項

1. みやま市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

2. 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画について

4. 報告事項

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 使用貸借解約通知について

5. 閉 会

出席委員（17名） 会長 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

1番 野 田 一 徳
4番 江 崎 徳 光
6番 中 村 正 治
9番 岡 田 佳 子
11番 松 藤 忠
13番 長 岡 直 行
15番 北 原 喜 博
17番 前 原 新
19番 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

3番 永 江 三 夫
5番 河 野 和 夫
7番 河 野 順 大
10番 木 下 正 信
12番 東 政 廣
14番 倉 吉 大 作
16番 田 崎 明
18番 松 尾 京 子

欠席委員（2名）

2番 日 高 徳 久

8番 加 藤 和 己

出席推進委員（17名）

座席番号 氏 名

21番 藤 木 茂 光
23番 高 尾 芳 樹
25番 山 下 勝 敏
27番 大 塚 育 久
29番 松 尾 一 則
31番 坂 梨 正 充
34番 城 敬 介
36番 平 木 啓 喜
39番 坂 口 昌 義

座席番号 氏 名

22番 井 上 正 光
24番 境 秀 作
26番 釘 嶋 房 男
28番 上 原 充
30番 柿 原 廣 典
32番 河 野 通 成
35番 野 中 勝 吉
37番 渡 邊 哲 司

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸

事務局係長 平 野 寿 美

事務局 東 竜 雄

事務局 田 中 砂 希

午後1時33分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和5年6月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号2番日高委員、8番加藤委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

推進委員は、17名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号5番河野和夫委員、同じく6番中村正治委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の平野寿美君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（大塚）

何ら問題ないと判断しました。皆さんの審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○31番（坂梨）

5月25日に現地を確認しましたが、何ら異常なかったと思いますので、皆様の御審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何

か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○31番（坂梨）

ここも5月25日に現地を確認しましたが、何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番（山下）

現地確認したところ、何も問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番（山下）

現地確認したところ、何も問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何

か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号6番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○34番（城）

整理番号6番について、5月30日、地元農業委員、推進委員で申請書及び現地等を確認しております。また、譲受人は新規就農者でありますので、同日、農業委員会事務局において農政委員、事務局職員と一緒に面談を行っております。地元委員としては問題ないと思いますので、皆様方の御審議をよろしくお願いします。

○議長（徳永）

譲受人は新規に農業を始められる方でございます。農政委員会で面談を行っていただいておりますので、報告をお願いします。

○農政副委員長（中村）

面談のメンバーはさつき城さんのほうから説明があったとおりでございます。本人さんはJAトレーニングファームの2期生で、1年半の研修を受けておられます。就農に至った経緯をここにちょっと書いてありますので、それを読ませていただきます。「祖父母が農業をしていたため、小さい頃から興味があり、家庭菜園を始めました。家庭菜園を始め、就農したいという意欲が強まり、妻の地元であるみやま市にトレーニングファームがあることを知

り移住してきました」、こちらは山口県の方です。よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

整理番号7番と整理番号8番は関連がありますので、一括しての審議といたします。整理番号7番と8番の説明をお願いいたします。

○事務局（東）

整理番号7番から8番まで一括して説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、交換となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○34番（城）

整理番号7番及び8番について、5月30日に地元農業委員、推進委員で申請書及び現地等を確認しております。地元委員としては問題ないと思われますので、皆様の御審議方よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま整理番号7番、整理番号8番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号7番及び8番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号9番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号9番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○32番（河野）

申請書並びに現地を確認してまいりました。この地域は、今現在申請されている方が賃貸借権で利用権設定をされているところです。それをそのまま今回売買ということですので、地元委員としては何ら問題ないと思われますので、皆様方の御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま整理番号9番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号9番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号10番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号10番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○24番（境）

5月28日に地元農業委員さんと2名で現地を確認、特に問題ございませんでした。それと、新規就農ということで、5月30日、事務局2名と地元農業委員さんと一緒に面談をいたしました。特に気になる点はございませんでした。以上、審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号10番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号10番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号1番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に、資材置場及び駐車場を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しております。

なお、今案件につきましては既に着工されていたため、始末書を提出されています。

北は墓地・水路、西は水路、南は道路、東は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については自然流下し、南側側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○26番（釘嶋）

先ほど事務局から説明があったとおり、これは以前に農振除外だけ申請されていて、それを勘違いして、5条の申請も通ったものと思われて転用着工をやっておられたんですけども、現地確認した結果、近隣農地とか住宅地に影響を与えるものはございませんでした。私たちが仕方ないかなということで判断しております。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（東）

6月6日に地元委員さんと現地を確認いたしました。農地委員としては問題ないと思われま
すので、皆様の御審議の方よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第10号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定
いたします。

次に、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号1番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。
農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に、農業機械、建設機械、自動車等の販売

場を建設するために転用するものです。

北は道路、西は道路、南は水路、東は雑種地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水及び雨水排水については、溜枥を設置し南側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○25番（山下）

現地確認したところ、何も問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（東）

同じく6月6日、地元委員さんと現地を確認いたしました。農地委員としては問題ないと思われまます。皆様の御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第11号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号2番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。

鉄道の駅から300メートル以内に位置する第三種農地に自己用住宅及び物置を建設するために転用するものです。

北は田、西は道路、南は宅地、東は道路・宅地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、合併処理浄化槽を設置し西側水路へ放流します。

雨水排水については、自然流下し西側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○25番（山下）

現地確認したところ、何も問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（東）

同じく6月6日、地元委員さんと現地を確認いたしました。農地委員としては問題ないと思われまます。皆様の御審議方よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第11号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号3番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。

鉄道の駅から300メートル以内に位置する第三種農地に農家住宅を建設するために転用するものです。

北は道路、西は道路、南は宅地、東は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、合併処理浄化槽と溜柵を設置し北側水路へ放流します。

雨水排水については、溜柵を設置し北側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見を申し上げます。

○36番（平木）

6月6日に関係委員とともに現地を確認いたしましたところ、現地もしばらくの間、耕作をされていないような土地でございまして、そこに農家住宅を建てられるということで何ら問題はないと思われま。以上、皆様の御審議をよろしく申し上げます。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見を申し上げます。

○農地委員（東）

6月6日、地元委員さんと現地を確認いたしました。農地委員としては問題ないと思われま。皆様の御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第11号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第12号について説明をしてください。

○事務局（平野）

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

議案書6ページを御覧ください。周年契約は田43万146平方メートル、畑9,423平方メートル、合計43万9,569平方メートルで、件数は119件、筆数は257筆となっております。

内容につきましては、8ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

○議長（徳永）

この議案の中に新規就農の方がございます。その番号は、34番、35番、36番が新規就農のために利用権設定を結ぶ形をとられておりますので、その方も新規就農なので面談を行っております。先ほどと同じように、中村委員のほうに御報告をお願いしたいと思います。

○農政副委員長（中村）

5月30日に事務局と地元委員さん、それと農政委員のほうが私と2番委員の日高さんとで面談をいたしました。こちらの方もJAのトレーニングファームの研修生で、素晴らしい学歴で九大を出ておられましたので私は小さくなりました。総工費が6,500万円、ハウス本体が4,200万円と、去年から見るとハウス自体が1,000万円ぐらいの値上がりがございますということを言われ、農業も素晴らしい経営力がなければ、この6,500万円の支出をして順調に返還していくということは大変だろうと思って聞いておりましたが、地元中古住宅の3LDKぐらいのを買って、そこに移住したいという心意気と、本人さんの意見を聞きよると私たちが逆に圧倒されるような熱意でございました。よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

詳しい説明ありがとうございました。

ただいま議案第12号について説明をいたしました。何か御質問、御意見はございませんか。

○15番（北原）

参考までにですが、これだけの投資をされるといって、作物について教えてもらうわけいかなですか、参考のためにですけど。

○農政副委員長（中村）

イチゴです。

○議長（徳永）

ありがとうございます。

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第12号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

続きまして、協議事項1、みやま市農業振興地域整備計画の変更に関する意見についてを議題といたします。

本日は、所管の農林水産課から出席をいただいております。

それでは、計画変更の除外、整理番号1番について説明してください。

○農林水産課農地整備係長（益田）

皆さんこんにちは。農林水産課より2名で出席しております。

本日、協議をお願いするのは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定によりまして、農業振興地域整備計画の変更を行う際、「市長は農業委員会の意見を聴くものとする。」となっております。

本日、除外1件となっております。

それでは、担当より御説明いたします。

○農林水産課農政係（二宮）

皆さんこんにちは。農林水産課のほうで農振除外を担当しております二宮です。よろしくお願いたします。

それでは、除外の整理番号1番について説明いたします。

資料については2ページからです。4ページ目より図面関係になります。字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等を添付しております。

場所については、瀬高町山門字下水町、地目田、全27筆で除外の面積が5万1,547平方メートルとなっております。

申請理由についてです。転用事業者はみやま市です。今回、申出地に産業団地を造成していくために今回申出を行っているものであります。以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

この件については、正副会長で現地調査を行っています。調査結果の意見ををお願いします。

○16番（田崎）

昨日、現地調査をいたしました。特に清水小学校の南側であるし、インターの北側であるし、高速道路の西側であるし、非常にいいところでございます。産業団地を造るということで、こういうふうな提案があっております。何ら異議ないということで現地調査を終わりました。皆さんの御審議をよろしくをお願いします。以上です。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号1番について説明及び報告がございました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号1番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号1番を異議なしといたします。

これにて協議事項1を終了としますので、農林水産課職員は退席いたします。

〔農林水産課 退場〕

○議長（徳永）

続きまして、協議事項2、中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

2号、農地中間管理事業における農地利用計画について、農用地利用集積等促進計画に係る農業委員会の意見を受け手ごとに照会されています。

つきましては、議案書28ページ、「権利の設定を受ける者」について、御意見があるかお諮りします。以上です。

○議長（徳永）

ただいま説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）については意見なしでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御意見がないようですので、意見なしといたします。

それでは続きまして、3、報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が22件出されております。内容につきましては、自作が2件、設定が15件、所有権移転が4件、転用が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

使用貸借解約通知について、使用貸借解約の届出が9件出されております。内容については、自作が5件、設定が4件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたりありがとうございました。

午後2時12分 閉会